

津島市公共施設LED照明整備事業
公募型プロポーザル
仕様書

令和5年5月
津島市

1 LED照明器具の仕様

(1) 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

J I S規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具－第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具－第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具－第2－2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具－第2－22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具－第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具－第5部：配光測定方法
JISC8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具
JISC8121-2-3	ランプソケット類－第2－3部：直管LEDランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-7	ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

J E L規格

JEL600	光源製品の正しい使い方と表示事項
--------	------------------

J L M A規格

JLMA500	LED関連試験規格のJNL A認定技術基準
---------	-----------------------

ガイドライン

ガイドB 005	改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
ガイド010	直管LEDランプ性能表示等のガイドライン

- ガイド B011 高品質照明用 L E D 光源の性能要求指針
ガイド A102 照明器具の銘板等の表示
ガイド A134 L E D 照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

電気用品安全法（P S E）

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(2) 共通

- ア 照明器具は、新品の照明器具を調達すること。
- イ 照明器具の取替方法については、既設器具を撤去して L E D 照明器具を新設することを基本とする。
- ただし、特注器具や特殊デザイン器具など、標準品の L E D 機器の採択が困難な箇所については、発注者と協議すること。ランプ交換による場合は、以下の仕様を満たすこと。
- (ア) 安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう施工し、L E D ランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をすること。
- (イ) 灯具内の配線替えを行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシール及び L E D 専用シール（L E D 専用、管の種類等の注意事項）を貼ること。
- (ウ) 直管形 L E D ランプはメンテナンス性の優れた電源内蔵型とすること。
- (エ) 非常灯兼用器具を切り替える際には、同等性能の L E D 非常灯を設置すること。兼用型の L E D 非常灯への取替、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない。
- (オ) 質量は 500 g 以下とすること。
- (カ) J L M A 301「A C 直結 G 13 口金直管 L E D 光源-安全規格」に適合した製品とすること。
- ウ 品質担保の観点から、照明器具及び直管形ランプ、電球等、使用する全ての L E D 照明は、J I L 5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」に登録対応器種を持つ、施設照明の優れたノウハウを持つ国内メーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に器種設定のない種類の L E D 照明についても、同様とすること。）該当しないメーカーの製品については、これを一切受け付けない。
- エ IS09001（品質）の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。
- オ IS014001（環境）の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。
- カ 光源（L E D）寿命は、40、000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
- キ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。
- ク 既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。別途工事が発生する際は発注者と協議し、使用部品、調光方法及び工事方法を協議すること。
- ケ 原則として、色温度は現状の照明器具と同等以上の製品とすること。

コ 平均演色評価数（Ra）においては、現状の照明器具と同等の製品とすること。
現状の照明器具が特殊な高演色ランプ等を使用している場合は発注者と協議のうえ、仕様を確定すること。

(3) LED一体型ベースライト

ア ライトユニットが取り外し可能なものとする。

イ 非常灯器具を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。

兼用型のLED非常灯への取替、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない。

(4) LED高天井照明器具

ア 光源（LED）寿命は、60,000時間以上(光束維持率85%以上)の製品とする。

イ 電源内蔵型であること。

ウ 照明器具にはワイヤーで落下防止措置を講ずること。

(5) 投光器、街路灯

ア LED電源装置について、器具内蔵型・器具分離型の種類は問わない。但し、既存安定器はポール内や架台等に残置せずに撤去すること。

イ LED機器が既存ポールにそのまま取りつかない場合は、ポールアダプタを使用し、確実に取り付けること。

(6) 防災照明器具

ア 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

イ 所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと。また、その際、消防法における改善等を指摘された場合は、本市と協議すること。

2 工事仕様

(1) 契約後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画、等）を作成し提出すること。これについて、発注者と協議すること。

(2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。

(3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。

(4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。

(5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

(7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。

- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (9) 作業時間帯の決定に当たっては、発注者の指示に従うこと。
- (10) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (11) 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- (12) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (13) 設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (14) 設置完了後、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器仕様書及び担当職員が指定する書類等）を発注者が指定する日までに提出すること。
- (15) 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、施工すること。
- (16) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとし、廃棄物マニフェストを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、発注者と協議するものとする。
- (17) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (18) 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

3 工事計画

工事計画は、次の基準で作成し、発注者の承認を受けること。

- (1) 工事の優先順位
 - ア 既設器具で故障が発生した箇所
 - イ その他、発注者が優先と判断した箇所
- (2) 工事方法

設置する設備については、発注者の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

4 物品の保守等

- (1) 賃貸人の機器に対する保証期間は10年とし、保証期間中はLED照明器具の点灯ができる状態を保守するものとする。保守に係る責任はリース役割事業者が負うものとする。
- (2) 器具等の不具合が、故意又は過失による損害、暴動による損害、地震等、不可抗力によるもの以外の場合は、事業者の責任において、修繕等を行うものとする。詳細については受注者が加入している新価特約付動産総合保険の適用範囲に基づき、発注者と協議のうえ対応すること。

5 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取外し、設置及び調整をすること。
- (2) 前項(1)にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を発注者に提供すること。

6 その他、特記

- (1) 受注者は、賃貸借契約開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (2) 工事前に現地調査を十分に行ったうえで施工すること。また、調査等により仕様書等との相違を発見した場合には、発注者に報告すること。
- (3) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (4) 受注者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補填するものとする。